

○豊前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月28日条例第26号

改正

平成28年6月24日条例第16号

平成28年12月20日条例第28号

平成29年3月28日条例第8号

令和3年9月24日条例第11号

豊前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年6月24日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第8号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第3条の規定は、

公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	豊前市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第34号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	豊前市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第27号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊前市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第33号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年4月1日告示第36号）に基づく小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	豊前市障害者タクシー料金助成事業実施要綱（平成7年3月30日告示第19号）に基づくタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	豊前市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年3月23日告示第13号）に基づく軽度・中等度難聴児補聴器の購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	豊前市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成13年3月28日告示第22号）に基づく生活管理指導短期宿泊に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	豊前市学校児童・生徒就学援助規則（平成17年教育委員会規則第1号）に基づく就学援助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	豊前市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」）

		<p>という。)であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する事項に関する情報(以下「住民関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>豊前市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住民関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶</p>

		者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する事項に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	豊前市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療保険関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱に基づく小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	豊前市障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づくタクシー料金の助成に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	
6 市長	豊前市軽度・中等度難聴児補聴器	住民関係情報であって規則で定めるもの
	購入費助成事業実施要綱に基づく	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	軽度・中等度難聴児補聴器の購入 費助成に関する事務であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	豊前市生活管理指導短期宿泊事業	住民関係情報であって規則で定めるもの
	実施要綱に基づく生活管理指導短 期宿泊に関する事務であって規則 で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による 保険給付の支給又は保険料の徴収に関する 情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	豊前市学校児童・生徒就学援助規則に基づく就学援助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの